

札内川園地関連施設等指定管理者募集要項

札内川園地関連施設等の指定管理者（管理業務を実施する団体）を募集します。

1. 施設の概要

施 設 等 の 名 称	構 造	床 面 積
日高山脈山岳センター	木 造	6 4 6 . 8 3 m ²
レストハウス	鉄骨造	3 4 6 . 0 0 m ²
バンガロー（3棟）	木 造	7 0 . 2 0 m ²
トレーラーハウス（3棟）	木 造	4 4 . 5 2 m ²
給水施設	S（鉄骨）造	3 7 . 0 0 m ²
バーベキューハウス	木 造	8 4 . 2 4 m ²
札内川ヒュッテ	木 造	4 0 . 2 9 m ²
炊事場（3棟）	—	—
屋外公衆便所（4棟）	—	—
物置（4棟）	—	—
スモークハウス（1棟）	—	—
野外ステージ（1棟）	—	—
木製遊具（5基）	—	—
つり橋（1基）	—	—
パーゴラ（1基）	—	—
野外炉（3基）	—	—
テニスコート（2面）	—	—
文化の森（1式）	—	—
手ぶらキャンプセット（3セット）	—	—
貸自転車（8台）	—	—
ダム下流広場トイレ（1棟）	—	—
ダム下流広場ひょうたん池（1ヶ所）	—	—
慰霊碑トイレ（1棟）	—	—
敷地内の外構、工作物	—	—

2. 指定管理者が行う業務及び管理の内容

- (1) 札内川園地関連施設等の管理運営に関する業務
- (2) 札内川園地関連施設等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 札内川園地の魅力発信に関する業務
- (4) 日高山脈に係る情報の提供及び資料の収集・調査に関する業務
- (5) 使用許可申請書の受付、調整に関する業務
- (6) 管理基準及び業務詳細は、札内川園地関連施設等の指定管理業務に関する仕様書（案）のとおり

3. 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間。

4. 指定管理料

指定管理業務に係る経費及び支払時期については、指定管理者と協議の上、年度毎に協定書で定めます。

5. 利用料金制

当該施設は利用料金制を導入します。指定管理者が施設を管理していくための経費に充てることとし、指定管理者の収入となります。

6. 応募の資格

指定管理者への応募資格は、次に掲げる要件のいずれも満たす法人その他の団体（2人以上の団体）とする。

- (1) 中札内村に主たる事務所を有すること又は事務所を設置する見込みがあること
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けていないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと
- (4) 会社更生法、民事再生法等の規定により更正又は再生手続を行っていないこと
- (5) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと
- (6) 理事その他の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処されている者がいないこと
- (7) 村が行う建設工事の請負又は物品・役務の提供若しくは製造の請負の指名競争入札の指名停止措置を受けていないこと
- (8) 申請の前年度において中札内村税、消費税及び地方消費税に未納がないこと

7. 申請にあたっての留意点

- (1) 申請に関し必要な費用は、申請者の負担となります。
- (2) 中札内村が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、目的の範囲内であっても、無断で第三者に使用させ、または内容を提示することを禁じます。
- (3) 申請にあたって提出した書類の提出期限後の差し替え、再提出はできません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、申請を無効とするとともに、所要の措置を講じることがあります。
- (5) 提出された書類は、返却しません。

(6) 提出書類及び選定結果については、公表します。

8. 関係法規の遵守

- (1) 業務を遂行する上で関連する法令等を遵守しない場合は、指定の取消し、停止、解除をすることがあります。
- (2) 指定管理者は、正当な理由がない限り、住民の利用を拒んではなりません（地方自治法第 244 条第 2 項）、また利用することについての不当な差別的取扱いをしてはなりません。（地方自治法第 244 条第 3 項）
- (3) 指定管理者の指定業務に関する個人情報の取扱いについては、中札内村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 11 条第 1 項及び第 2 項が適用になります。

9. 説明会及び質疑等

- (1) 応募書類、指定管理業務等についての説明会を次のとおり開催します。
日 時 令和 8 年 9 月 1 6 日（水） 1 4 時～
場 所 中札内村役場庁舎 会議室 2
- (2) 本指定管理者募集要項、仕様書（案）等に対する質疑は、「質問書様式」（様式は任意）により、令和 8 年 9 月 2 4 日（木） 1 7 時までに下記の書類提出先まで提出してください。

10. 提出書類

- (1) 指定申請書（第 1 号様式）
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書（第 2 号様式）
- (3) 収支計画書（第 3 号様式）
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) 規約
- (6) 納税証明書
- (7) その他村長が別に定める書類

11. 提出部数

2 部（うち 1 部は製本しないで提出してください。）

12. 申請書類の提出先

〒089-1392 中札内村東 1 条南 1 丁目 2 番地 1
中札内村役場 産業課産業グループ

13. 申込受付期間

令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで

14. 選定方法及び選定基準

応募書類に基づき「中札内村公の施設指定管理者選定委員会」において、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図れるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

- (3) 公の施設の適切な維持及び管理ができること。また、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他村長が別に定める事項。

15. 選考結果

- 1 1月上旬頃までに応募者全員にお知らせします。

16. その他

選定委員会の候補者選考の意見を受けて、中札内村が指定管理者の候補者を選定し、村議会の議決を経て指定します。

17. 問合せ先

中札内村役場 産業課産業グループ

TEL : 0155-67-2495 FAX : 0155-67-2156

E-mail : s-sango@vill.nakasatsunai.hokkaido.jp